

## 令和元年第3回大衡村議会定例会会議録 第3号

---

令和元年9月6日（金曜日）午前10時開会

---

### 出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 斎藤 一郎
教育長 庄子 明宏	教育次長 斎藤 浩
総務課長 早坂 勝伸	企画財政課長 佐野 克彦
住民生活課長 金刺 隆司	税務課長 残間 文広
健康福祉課長 早坂紀美江	産業振興課長 渡邊 愛
都市建設課長 後藤 広之	社会教育課長 大沼 善昭
村誌編纂室長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 和泉 文雄 書記 高橋 吉輝

---

### 議事日程（第3号）

令和元年9月6日（金曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第35号 大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第36号 行政手続きにおける特定の個人の番号を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議案第 37 号 財産の減額貸付について

第 5 議案第 38 号 和解することについて

第 6 議案第 39 号 令和元年度大衡村一般会計予算の補正について

第 7 議案第 40 号 令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 8 議案第 41 号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

第 9 議案第 42 号 令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

第 10 議案第 43 号 令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

第 11 議案第 44 号 令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

第 12 報告第 3 号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

第 13 認定第 1 号 平成 30 年度大衡村一般会計歳入歳出決算について

第 14 認定第 2 号 平成 30 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 15 認定第 3 号 平成 30 年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 16 認定第 4 号 平成 30 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第 17 認定第 5 号 平成 30 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入支出決算認定について

第 18 認定第 6 号 平成 30 年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 19 認定第 7 号 平成 30 年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 20 認定第 8 号 平成 30 年度大衡村水道事業会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 3 号）と同じ

---

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しますので、これより令和元年第3回大衡村議会定例会第3日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番小川ひろみ君、5番赤間しづ江君を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第35号 大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第2、議案第35号、大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） おはようございます。

議案書につきましては1ページになります。

議案第35号大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。説明につきましては、新旧対照表にて説明申し上げますので、1ページをお開き願います。

題名でございますが、「大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例」を、「大衡村障害者医療費の助成に関する条例」に改め、第1条から第3条の条文中の「心身障害者」を「障害者」に改めるものであります。

精神障害者保健福祉手帳一級所持者が医療費助成の対象に加わることになり、宮城県においてもこの心身障害者の医療費の補助金交付要綱において、こちらのほうの要綱名、要綱中の文言を「心身障害者」を「障害者」に改められましたので、本村も同様に字句を改めるものでございます。

施行については、令和元年10月1日からとなるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） もう少し、ちょっと説明早口だったのと、ちょっと理解できない部分がありますので、この条例が改正することで、この心身障害者という項目がなくなっているわけです。心身障害の方に対する条例というのはいつ改正されて、この条例そのものが障害者というふうに改められたことによって、この障害者というそのもののくくりが変わるということがあるか、その辺、もう一度お願ひします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 障害者のくくりというか、3月に条例改正させていただきまして、精神障害者の福祉手帳一級所持者が加わることになりました。それ以下の対象者については、今までと変わりはございません。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） そうすると、3月の時点でこちらの条例も変わってもよかつたような流れなんですか。今回、この改正に至った経緯をもう一度お願ひします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 3月において改正してもよかつたわけではございますが、その段階で県から来ている資料等にございましては、心身の文字がとれていない状態での改正案というのが流れておりました。年度明けてからなんですが、県のほうで改めて心身をとるような改正を行ったという通知がありましたので、本村もあわせて心身をとったということでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第36号 行政手続における特定の個人の番号を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君）　日程第3、議案第36号、行政手続における特定の個人の番号を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君）　議案書につきましては3ページになります。

議案第36号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表3ページ、4ページ目になります。

障害者の医療費の助成に関する条例と同様で、字句を改めるものでございまして、別表中の「心身障害者」を「障害者」に改めるものでございます。

施行日は、令和元年10月1日からとなるものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いします。

議長（細川運一君）　これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4　議案第37号　財産の減額貸付について

議長（細川運一君）　日程第4、議案第37号、財産の減額貸付についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　おはようございます。

それでは議案第37号財産の減額貸付についてでございます。

議案書の5ページをお開き願いたいと思います。

財産の減額貸付について下記のとおり、土地を減額して、貸し付けすることについて、  
地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、1番といたしまして、土地の所在地、種別、数量についてでございます。

大瓜字長町2番地他28筆ほどございまして、地目、面積はごらんのとおりでございます  
ので、よろしくお願ひしたいと思います。

次のページをお開き願いたいと思います。

全部で29筆ほどございまして、面積が96万711平米でございます。

2、貸し付けの目的、ゴルフ場用地でございます。

3、減額貸付期間、令和元年10月1日から令和6年9月30日までの5年間でございます。

貸し付けの相手方でございます。東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号、渋谷クロスタワー  
アコーディア・ゴルフアセット合同会社、代表社員、一般社団法人AGT職務執行者高山  
知也でございます。

5、減額後の貸付料の年額でございますが、2,674万6,194円でございます。

令和元年9月4日提出でございます。

このゴルフ場の用地の貸し付けにつきましては、平成元年10月11日より本日に至るまで  
継続して貸し付けを行っているものでございます。令和元年の9月30日で土地の賃貸借の  
契約の期限を迎えるというところでございます。

ゴルフ場運営を取り巻く環境の変化から、平成11年からは議決を受けた上で使用料を減  
額して貸し付けを行ってきたところであります。

今般、アコーディア・ゴルフアセット合同会社から、再度減額貸し付けの更新申し出を  
受けているところでございます。

令和元年9月30日までの減額貸付料につきましては、平米当たり32円、年額3,074万  
2,752円から13%減額いたしまして、平米当たり27.84円、年額2,674万6,194円でございま  
した。

当該の会社から更新申し出があった貸付料の平米当たりの単価につきましては、これま  
でどおりの貸付単価同様、27.84円の要望となっているところでございます。

ゴルフ場の安定経営は村民の雇用確保、平成30年で13人を雇用されておりますが、もし  
くはあとは温泉開放などの村民の優待利用、そして、ゴルフ場利用税などの収入など、さ  
まざまな恩恵がございます。安定的な経営を図っていただく上でも、継続経営は重要でご

ざいまして、現在の経営環境を考慮した中におきましても、今後の貸し付けに関しましても、これまでの貸付単価と同額で使用料の減額貸付を行いたく伺うものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 何点かお尋ねしたいと思います。

ゴルフ場については、平成元年から貸し付けということで、30年以上経過していますけれども、ずっと貸付料減額されておりますけれども、土地全体の貸付期間は何年までの契約になっておるものか。平成元年からずっと貸付期間、年数あると思うんですけども、その期間と、あと最近13%の減額率で計算されていますけれども、従来はもっと高い減額率でやっておった期間もあるようですけれども、13%の数字の計算の基礎根拠はどういった根拠で13%の減というふうにしているのか。

あと、今回は令和6年までの5年間の期間ですけれども、それ以降も減額する考え方のかどうかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 平成元年度から貸付額という形で数字が出てございまして、実際の花の杜ゴルフクラブのオープンについては、平成4年からゴルフ場はオープンしてございます。ただ、それ以前からいわゆる造成とかそういった部分等もありまして、平成元年からずっと貸付額を貸し付けという形でやっているところでございます。

あと減免につきましては、平成11年から減免しているという形で、この当時は30%の減免という形でございました。それで、今現在の13%の減免の部分につきましては、平成21年からの減免率というふうになっているところでございます。

あとは、減額の部分については、13%の減額という形については、要望という形でそういった部分もございまして、3,074万2,752円、本来であれば固定資産の評価額から本来の貸付額になるんですけども、要望額の部分でその減額幅を設定しているというところでございます。

あとは、もう1点がこのまま継続していくかどうかということでございますが、これが今回5年間で減額をさせていただきますけれども、あと5年後、再度この花の杜のゴルフクラブの経営状況等もちょっと勘案して、要望等があったら、そのときに考えるような形にしたいというふうには思ってございます。以上でございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 当初の貸し付けが平成元年ですけれども、その時点での契約期間というのは何年間になっていますかね。途中で更新とかやっているんでしょうか。土地そのものの貸付期間が。

議長（細川運一君） 最初に貸し付けたときの契約というのは何年だったんでしょうかというご質問だと思いますけれども。企画財政課長

企画財政課長（佐野克彦君） ちょっとそこの部分については、例えば5年とかという形では……、今現在、その資料は持ち合わせてございませんけれども、少なくとも平成元年の部分のときについては、申しわけございません、資料何年間という期間までは持ち合せてございませんでしたので。後ほどご連絡いたしたいと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） ゴルフ場用地ですので、用途が変わるということは特別なことがない限りないと思いますので、ある程度の長期の期間なのかなと思いますけれども、後ほど回答をいただければと思います。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） ただいまの石川議員の質疑で理解できましたが、1点だけ、総論的に申し上げますと、期間満了での更新、それから29筆で、面積に変更はないと理解してよろしいわけですね。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） はい、おっしゃるとおりでございまして、期間満了による更新、あとは筆数については、変わりはないということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 平成元年からやって、減免しているという平成11年からですね。新たにほうで減免したと。その中で温泉を解放したという経緯がございました。これはずっと続いていると。これは減免によって、向こう側で自主的にやったものだと思うんですけども、5年間の間、このごろ金土日と利用できると。村民にとって優待できるということだったんですが、これについての話はこの減免の話のときは企画財政内との話では出たのでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） はい、この温泉開放につきましては、平成11年から実施している。当然この部分についても、村民の方への優待という部分ございますので、当然、こちらの

ほうからもお願ひをしているという部分もございます。話は出ているとところでございま  
す。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、これについては、村のほうから申し入れたことによってな  
ったというふうな感じだったわけですか。お互に承諾したということで、どちらにとつ  
てもいいことなんでしょうけれども、今の段階では、村民から大分好評なので、続けられ  
るのかどうかという意味で改めてお聞きします。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 今年度も冬季間になるかと思いますけれども、お願ひをする予定  
でございますし、昨年度もこちらのほうでお願いをして村民の方の優待というふうにさせ  
ていただいたところでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第38号 和解することについて

議長（細川運一君） 日程第5、議案第38号、和解することについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。

議案書7ページ、あわせまして別冊の議案説明資料でご説明を申し上げます。

初めに、議案7ページをお願いいたします。

議案第38号和解することについて。

村が当事者となる損害に関する賠償に関し、下記のとおり和解することについて、地方  
自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、相手方、宮城県黒川郡大和町吉岡字西原21-9、陸上自衛隊大和駐屯地、業務隊長。

2、事案の概要でございます。村は、大和駐屯地から王城寺原演習場までの陸上自衛隊

車両が走行する路線、（通称）戦車道路につきまして、キャタピラ走行によるわだち掘れが大きくなつたことから、道路管理上、一般車両への安全性を確保するため、平成28年12月に村道大瓜南側線と大瓜北側3号線との交差点において、村単独事業で普通合材により舗装補修を実施しております。このとき、普通合材での補修であったことから、大和駐屯地に対しまして、キャタピラでの走行時は、補修箇所を避けて走行するよう要請し、承諾を得ておりました。しかし、平成29年6月13日、当該箇所を陸上自衛隊車両がキャタピラ走行したことにより、舗装に破損が生じました。このことはあらかじめ要請し、承諾を得ていたことに反することから、再舗装補修に係る経費については、原因者である相手方負担とすべきであることを伝え、平成29年9月に再度舗装補修を実施しております。

3の和解の趣旨でございます。今般、補修に要した費用7万5,466円について、相手方の負担の準備が整つたことから、村と相手方は本件事項について当該経費を相手方の負担とすることで全て解決し、今後何ら異議の申し立て及び請求を行わないことで和解するものでございます。

続きまして、議案第38号の別紙をごらんいただきたいと思います。写真のほうになります。破損状況及び補修状況の写真になります。補修の場所につきましては、村道大瓜南側線と大瓜北側3号線との交差点の蒲切沢交差点になります。左側のNo.1の写真につきましては、平成28年12月時点での補修前の状況で、No.2の写真のとおりわだち掘れがこのとき95ミリメートルあったことから、一般車両の事故防止対策のため、No.3のとおり普通合材で応急補修を行い、その旨を大和駐屯地に説明し、当該箇所を避けて走行するよう要請し、承諾を得ておりました。しかし、平成29年6月に当該箇所を陸上自衛隊車両がキャタピラ走行をしたことによりまして、No.4の写真のとおり再び舗装に破損が生じたため、再度No.5の写真のとおり補修を行つたものでございます。

以上の経緯から、補修に要した費用を相手方の原因者負担とすることで和解するものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 1点、確認です。

最初のわだちができて、村で補修したという際に、やはり走行が少し荒くてというか、耐えられなくて掘られているわけですよね。そこで、通常車両の危険だという判断で、村で単独事業として直しているわけですけれども、その際に、村で単独で直さなければいけ

ないというふうな状況になっているというところの説明というか、その辺の事情をもう一度確認したいのでお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 一番最初平成28年の12月前の時点で当該交差点の箇所は、どうしても戦車がひねるところで、当該箇所を含めて、あと平場の交差点もそうなんですが、わだち掘れが起きやすい箇所でございまして、そのままだんだんとわだち掘れが大きくなつていったことを確認しております。一般車両を、自動車もそうですし、バイク等の走行の際、事故の発生のおそれがあるというふうに現場で判断いたしまして、本来100%補助での舗装補修している路線ございますので、それでの対応が望ましいところではあるんですが、事業化するにも時間を要するというのもありましたので、当該箇所をその事業化まで待てないというのがありまして、村の判断で、単独事業でレベリング舗装という形で安全の確保を図ったという経緯でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君） 今回そこも約束が守られずというか、不可抗力でまた掘れてしまって、その分修繕費は補償してもらったんでしょうけれども、その後、これからもそのおそれはあるので、同じ路面の材料というか、もう少し強いものとかで補修していただけるということはありますか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 時系列的にちょっと前後するところがあるんですが、今回和解することについてという今の提案になっているんですが、その前に、昨年度、平成30年度11月の時点で100%補助での耐キャタ舗装、特殊合材での舗装補修のほうを事業化が認められて、当該箇所につきましては、耐キャタアスファルトでの舗装補修のほうが完了した状況となっております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君）　日程第6、議案第39号、令和元年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　それでは説明につきましては、議案第39号、別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

議案第39号別紙令和元年度大衡村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,067万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,375万7,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正に関する規定ございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

第2表地方債の補正でございます。

今回の変更といたしましては、臨時財政対策債1億3,000万円から1億4,260万円に増額するもので、1,260万円増額するものでございます。

続きまして、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。事項別明細書で申し上げます。7ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。

10款1項1目地方特例交付金586万4,000円の増でございます。内示額確定によるものでございます。

13款1項1目民生費負担金3万円の増、里帰り出産に伴う保育料の増でございます。

15款2項2目民生費国庫国庫補助金671万円の減、説明記載の補助金の減でございまして、10月から開始をいたします幼児教育・保育無償化に係るシステム改修分の補助金でございます。6月補正で国の補助金ということでございますけれども、県を経由する補助金ということでございましたので、県補助金のほうへ移行するという形になっているものでございます。

5目消防費国庫補助金49万8,000円の増、社会资本整備総合交付金の分でございまして、危険ブロック除去に係る補助金の増でございます。

16款 2 項 1 目総務費県補助金1,000円の減、説明記載の補助金が一部確定によるものでございます。

2 目民生費県補助金787万円の増、説明記載の子ども・子育て支援事業補助金分でございまして、15款の国庫補助金のときにも説明いたしましたが、システム改修に係る補助金分が605万円、その事務費相当分が182万円で合計787万円を増額するものでございます。

6 目振興総合補助金 1 万6,000円の減、交通安全対策推進事業費分でございます。

3 項 3 目教育費県委託金18万2,000円の減、2節緊急スクールカウンセラー等派遣事業委託金32万9,000円の減、3節教育費委託金14万7,000円の増、説明記載 1 件の事業の補助金分でございます。

17款 1 項 2 目利子及び配当金20万6,000円の減、黒川森林組合出資配当金確定によるものでございます。

18款 1 項 2 目指定寄附金30万円の増、民生部門 1 件分でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

19款 1 項 1 目後期高齢者医療特別会計繰入金42万9,000円の増、2 目介護保険事業勘定特別会計繰入金356万5,000円の増、いずれも繰越額確定による精算分でございます。

20款 1 項 1 目繰越金4,429万9,000円の増でございます。繰越額の確定によるものでございます。

21款 4 項 1 目雑入233万2,000円の増、1節保健衛生費手数料 4 万9,000円の減、説明記載の事業終了によるものでございます。4 節雑入238万1,000円の増、説明記載の歳入を計上しているものでございます。

22款 1 項 3 目臨時財政対策債1,260万円の増、発行可能額確定によるものでございます。続きまして、歳出でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

2 款 1 項 1 目一般管理費30万5,000円の増、コンピューター管理費については、財源の入れ替え、庁用自動車管理費については、11節の修繕料、12節の役務費、27節の公課費、いずれも車検時に係る費用を計上しているものでございます。

3 目財政管理費133万5,000円の増、11節の需用費につきましては、ふるさと納税に係る返礼品の増、12節役務費もふるさと納税に係る商品の郵送料や取扱業者への手数料を増額補正しているものでございます。

5 目財産管理費611万6,000円の増、15節工事請負費につきましては、現在の小学校の父兄の自動車の転回場に使用している役場前の村有地ののり面の整備をする工事請負費でござ

ざいます。18節備品購入費につきましては、役場2階のファクスの購入経費でございます。

6目企画費361万6,000円の増、12節につきましては、演習場周辺整備対策費でございまして、騒音用レベルレコーダーの検定の手数料、19節につきましては負担金補助及び交付金でございますけれども、BDF燃料の補助金の増額補正でございます。13節の委託料につきましては、地方創生総合戦略改定業務委託料でございまして、これにつきましては第6次総合計画と合わせた形で策定をしたいというふうに考えているところでございまして、その部分の改定業務の委託料を増額補正しているものでございます。

9目無線放送施設費18万8,000円の増、修繕料の増でございまして、同報系防災行政無線用のUPSバッテリーの修繕・交換の増でございます。

10目諸費財源の入れ替えでございます。

2項2目賦課徴収費13万8,000円の増、14節使用料の増でございまして、家屋評価システムライセンスの追加による増額でございます。

3款1項1目社会福祉総務費3目老人福祉費、いずれも財源の入れ替えでございます。

4目障害者福祉費153万円の増でございます。13節の委託料でございますけれども、障害者地域生活支援事業でございまして、日中一時支援、訪問入浴に係る委託料の増でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

23節償還金利子及び割引料でございます。県への補助金の返還金でございます。

2項6目児童保育費162万円の増、幼児教育無償化に係る子ども・子育て支援事業の事務費をそれぞれ計上しているものでございます。

6目児童福祉費37万7,000円の増、国及び県への返還金でございます。

4款1項3目予防費31万5,000円の減、11節の需用費は風しん予防接種用の封筒の印刷製本費の増、13節の委託料につきましては、狂犬病予防事業終了による減でございます。

4目環境衛生費47万9,000円の減でございます。操出金の減でございまして、戸別合併処理浄化槽会計への操出金分でございます。

5款1項3目農業振興費648万2,000円の増、説明記載の部分でございまして、環境整備支援事業補助金分の増でございます。23節については、多面的支払交付金の国及び県への返還金分でございます。

5目農地費385万円の増、13節の委託料でございますけれども、国道4号拡幅に係ります関連用排水路つけかえの調査業務委託料でございます。

2款1項林業振興費30万4,000円の増でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

19節につきましては、有害鳥獣防止施設購入事業補助金の増でございます。24節の部分につきましては、黒川森林組合への出資金の確定による減ということでございます。

7款1項1目土木総務費71万4,000円の増、遊水池の用地事務に係る臨時職員分の賃金でございます。

2項1目道路維持費131万4,000円の増、道路維持に係る工事請負費の増分でございます。

2目道路新設改良費2,080万円の増、13節の委託料でございますけれども、これにつきましては尾西2号線の修正設計業務及び海老沢外1路線の実施設計業務をそれぞれ計上しているものでございます。

4項3目下水道費345万5,000円の減でございます。操出金の減でございまして、下水道会計の繰越額確定による調整でございます。

4目定住促進費1,000万円の増でございます。ときわ台南団地等への定住促進の補助金の増額補正でございます。

5項1目住宅管理費696万円の増でございます。五反田住宅2号棟への希望修繕及び退去に伴う修繕料の増額補正でございます。

2目定住促進住宅管理費150万円の増、退去に伴う修繕料の増でございます。

8款1項3目消防施設費16万4,000円の増、11節でございますけれども、Jアラートの電源装置バッテリーの交換業務でございます。

4目災害対策費69万7,000円の増でございます。次のページをお開き願いたいと思います。

19節の補助金でございますけれども、危険ブロック除去に係る補助金の増でございます。

9款1項2目事務局費、3項2目教育振興費、それぞれ財源の入れ替えでございます。

4項1目社会教育総務費4万5,000円の増でございます。19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、全国青年大会参加に係ります補助金を計上しているものでございます。

3目コミュニティ推進費500万円の増、衡中北集会所建築に係ります工事請負費の増額分でございます。

13款1項1目予備費186万7,000円の増でございます。これにつきましては、財源の調整によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。小川克也君。

1番（小川克也君） 8ページの教育費県委託金の中で、14万7,000円の増とあります。オリ  
ンピック・パラリンピックムーブメントについて詳しく説明お願ひいたします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長（齋藤 浩君） この14万7,000円につきましては、来年のオリンピック・パラリンピック、それに向けて2019年度、2020年度オリンピック・パラリンピックムーブメント全国展開事業ということで、国が行っている事業でございまして、そのそのムーブメント事業に中学校が参加するということで、宮城県との委託契約という形をとて行う事業でございます。内容につきましては、中学校3年生が修学旅行時に、パラリンピックのようになった競技に関する講習、研修というのを行いまして、それを自分新聞という形で取りまとめる事業、それに係る消耗品等の事務費について県との委託契約でお金をいただくというもので、その金額が14万7,000円ということでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 財産管理費の中で、工事請負費の詳細、内訳と、あと場所を今聞いたんで  
すけれども、どういった状況になっているのか、その辺をお知らせください。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） ご説明申し上げたいと思います。

場所につきましては、今般、駐車場を整備したところではなく、今の小学校のご父兄の  
転回場にしているところでございまして、土地開発基金で取得した場所でございます。ま  
ず、場所についてはそこでございまして、今現況の部分というのは、いわゆる西側とい  
うのでしょうか、北側のいわゆるのり面のところの部分で、5軒ほど民家がございます。そ  
して、そののり面にブロック塀がありまして、そののり面の土砂がしゅんせつされており  
まして、結構大雨のときなんか、物すごい水の勢いとかという形で、のりが急なせいもあ  
るわけでございますけれども、土砂がかなりたまっている状況だという部分でございます。

そして、中には、多少ちょっと危険な部分で、いわゆるブロック塀がちょっと斜めにな  
っている箇所もございますので、その部分の土砂のしゅんせつを行った上で、のりを多少  
緩やかな形にして、のりの下のほうにいわゆるU型側溝の部分をもう1回再整備いたしま  
して、その危険性を解消するというような工事の内容でございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） 状況については、今お聞きしましたけれども、この側溝の整備だけで対応できるものなのか、これ、本来なら土どめ、擁壁、そういったものも一番効果的なのかなと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） あそこの部分については、まだ土地開発基金で取得したということで、いわゆる土地の使用用途というか、まだ決まっていないという部分もございますので、一応危なくないような形で、簡易とは言わないんですけれども、そういった部分でとりあえず危なくないような形での仮の部分で考えていると。ある程度その用途というか、そういういた部分がかかるべ完璧な形でL型擁壁とか、そういった部分で整備はするかと思いますけれども、今回については危なくないような形での最低限でのいわゆる工事を行うという形での考えでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

11番（佐藤 貢君） この土地の利用が正式に決まった場合、再度整備していくと、そういう理解をしてよろしいんでしょうか。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） その土地の用途がどのような形になるかわかりませんけれども、当然そういった危なくないような形で隣の民家というか、そこに土砂が流出しないような形でL型擁壁になるかどうかわかりませんけれども、そういった部分で整備はしていくというような形になるかと思います。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 農林水産業費歳出についてお尋ねします。

14ページなんですけれども、農業振興費の中で、環境整備支援事業の補助金が今回478万円追加であります。その内容ですね、件数とかについて伺います。

もう一つは、次のページ、林業費の中の有害鳥獣防止施設の購入事業の補助金、これも51万円の追加ですけれども、内容についてお尋ねします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えいたします。

まず、環境整備支援事業費補助金の関係でございますけれども、これまで平成29年から始まっておりますけれども、その時点でおよそ11件、200万円ほど、平成30年では46件、1,000万円ほどの支出になっておりまして、そういった年々増加する部分がございまして、現時点

で執行額、当初予算としまして700万円ほど予定しておりましたが、現時点で476万2,000円ほど執行しているところでございまして、230万円弱の予算残ということになっておりまして、現在、要望等の出てきているものを勘案しまして、残額と今後の執行見込みを踏まえまして、478万円ほど増額をさせていただきたいということでございます。

さらには、15ページのほうの有害鳥獣防止施設購入事業補助金についてございますけれども、こちらにつきましては、同じように申し上げますと、平成27年から実施をしておりますが、平成27年度で2件、平成28年度で4件、平成29年度で10件、平成30年度で14件というふうに、こちらも事業の補助件数がふえてきておりまして、現時点におきまして15件ほど平成31年といいますか、令和元年度において、現在14件ほどもう既に執行しております、今年度110万円ほど当初で予定をして計上しておりますけれども、現在の執行額102万6,000円ほど既に支出しております。14件で支出しております。残額7万4,000円ほどとなっておりまして、今後の需要見込み、皆様からの要望等の状況を勘案いたしまして、今年度の執行の平均が1件当たり7万3,000円超ということでございまして、それらをこれまでの執行等を、昨年、一昨年等を見まして、8件と見込みまして、51万円ほど増額のお願いをしているものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 具体的に環境整備のほうについては、どういった事業の内容、中身はどういったようなものですか。いろいろ種類あると思うんですけども、具体的にそれをお聞かせいただきたいと思います。

あと、今現在で予算執行も相当の金額を執行されていますけれども、残額がそんなに多くないということで、まだ申請が上がっているんだかどうかはわかりませんけれども、申請がもう出ているもの、あるいは申し入れがあるものがどのくらいの具体的な件数になっているか。

それとプラス今後の見込みも含んだ補正というふうに解釈するんですけども、その分は具体的にどのくらいの件数と金額で見込んでいるか、細部お尋ねします。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず、事業のただいま申し入れといいますか、相談のある内容についてですけれども、水田の畦畔の撤去の件で相談がきております。

それから、残額に対して、先ほど申し上げましたとおり、環境整備支援事業費補助金につきましては、470万円ほど執行しております、230万円ぐらい予算が残っているところ

でございますけれども、今見込んでいるものについては、件数としては二、三件相談が来ているということでございまして、今後の執行見込み等も勘案しまして、増額をさせていただいているところでありまして、これもこれから収穫時期が訪れますけれども、それらが終わって、また事業等の相談もふえてくるかと見込まれるというところでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） これも毎年相当な件数、助成額になっていきますけれども、秋の収穫後にやっぱり出る可能性もありますので、そういう場合はまたさらに追加補正の対応というようなことになるのかなという感じしますけれども。

あと有害鳥獣は、これは電気柵ですか、中身は。個人の方の大体、その辺、もう1回再確認したいと思いますけれども、この辺も時期的な関係がどうなのかわかりませんけれども、秋以降も申し込みというか、設置の可能性もなきにしもあらずなのかなという感じもしますけれども、これも今後の対応の仕方はどういった考え方なのか、改めて伺います。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） まず、環境整備支援事業費補助金のほうについては、見込みがあるもの、さらには若干プラスアルファというところで持っているものもありますけれども、議員ご指摘のとおり、今後の収穫以降の動向によっては、増額をお願いすることも検討をしなければならないかと考えております。

有害鳥獣のほうですけれども、ご指摘のとおり、電気柵の設置に伴うものでございます。今年度から電気柵に限定をせず、防護柵というものにも拡大をしておりますし、一般質問等でもお答えを村長のほうからさせていただいたとおり、年々ふえるイノシシ等に合わせまして、それぞれの村民の方々の自助努力も当然お願いしなければならないといところでございますので、そういう面でこの補助金をお使いいただきまして、電気柵または防護柵等を整備していただいて、一義的にはそういう被害を防いでいただきたいというものでございます。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 15ページ、土木費、2点質問いたします。

1点目、15ページ土木費7款2項2目の1,950万円の海老沢線外1改良舗装事業の外1、どちらか質問をいたします。

あと、2点目として、17ページ、8款1項19節の説明、正直早口で聞き逃したのかわかりませんが、危険ブロックの除去という、今回追加補正ですので、ある程度場所を確定さ

れての追加補正だと思いますけれども、何カ所でどの程度のどういう状況なのか。その辺、説明いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1件目の道路新設改良費の13節委託料の中の事務業務委託料1,950万円の部分ですが、海老沢線外1ということで、外1の部分につきましては、海老沢持足線になります。これは海老沢線と接続しまして、延長で550メートルを予定しているものでございます。

2件目の消防費の中の19節負担金補助及び交付金の災害対策費助成69万7,000円でございますが、こちらの危険ブロック塀の除去事業となっておりまして、民間といいますか、各個人の方のブロック塀の除去について補助金を出すという制度になっておりまして、当初予算で3件分の予算のほうを計上させていただいておりましたが、この予算につきまして既に申し込みをいただいて、交付決定を出しておりまして、追加といたしまして3件分を見込んで補正をさせていただくものとなっております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） そうしますと1,950万円の舗装については、2路線ゆえにこういう外1路線という表記をしているわけですか。

それから、状況については、当初予定した分が既に申し込みあったということで3件を追加するという理解でよろしいわけですね。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） ただいまのお話のとおりでございます。海老沢線につきましては、海老沢線と海老沢持足線で1事業として事業を行うものとして予算計上させていただいております。

ブロック塀除去事業につきましても今、お話があったとおり、当初予算で要求させていただいた3件が既に交付決定済みということで、今後申し込み分として3件分を見込んでということで、補正をさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 5款について、農業費の中の農地費で先ほどの説明で国道4号線の関連用排水路工事だという話、この書き方からすると設計だろうということになるかと思いますけれども、この4号線に絡んで、村の事業としてやることになるのか、その辺の経緯を伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） こちらの国道4号線の拡幅事業につきましては、国交省でやる事業は、国道4号線で区域決定された範囲の部分と擦りつけの部分のみの事業となりまして、今回、想定している部分につきましては、4号線沿線の下流の部分の水路の部分で、流下能力が不足している部分が何ヵ所かございますので、その部分につきまして調査をかけまして、今後村のほうとして、事業化をして、対策をしなければいけない部分について洗い出しをかけまして、そこを事業計画並びに概算事業費を算出するための委託料として補正計上させていただいているものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 地域としては、これはどの辺になるのかということを一つですね。

それから、今言ったように、下流、道路と水路というか、水が流れるのが変わってくる状態になった場合には、国道側としては一切関与しないで、それは村でやってくださいということになるのか、その辺のことについて伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、地域につきましては、今回の4号線の区域、全線にわたつて調査する形になりますが、蕨崎地区と衡上地区の部分の用排水路の何号線かになります。あと2件目のご質問につきましてもご質問のとおりなんですが、国交省側のほうでは4号線のほうで整備をしまして、擦り付けした仮の部分については事業として、国のほうではできないという部分がありますので、その辺は地元で対応しなければいけない部分として調査を行うものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 了解しました。

衡上等については、前から住宅地関連の水路といいますか、排水路と個人の用地との境界等あって、うまく交渉できないで排水路ができないという状態がありましたけれども、こういったものについてもこの場合、含めて設計するのかという点1つと。

それから、こういったものに対する補助的な制度はないのかという、いわゆる国とか、そういういったものが補助事業の適用になる事業はないのかということで改めて伺います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回、調査を行うものにつきましては、まだ詳細設計までは行わない形になります、そういう整備の必要になる箇所の洗い出しと概略の法線ルート、

あと概算事業費の算出ということで洗い出しをかけるのを単独費としてやる形になります。今後必要な個所の部分について事業化を図らなければいけない部分につきましては、その状況に応じて財源等の部分もあわせて検討していくこととしております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

1番（小川ひろみ君） まず、11ページの企画費の総合計画等策定事業のこちらの詳細をお伺いしたいと思います。

それと石川 敏議員がおっしゃいました14ページ、農業振興費環境整備支援事業補助金でございますけれども、こちらいろいろ詳細にわたって質問をされておりましたが、私が聞きたいこと一つなかったものですので、そのことについてお伺いいたします。

この事業は3年での見直しをするので、ことしで多分みんな終わりで、来年の新しい見直しがされると思いますけれども、村長は、いつもやる気のある方にはいろいろと助成していくという中で、この事業の補正が、今まで使ったものと、済みのものと、これからのはり申請においての足りない部分とか、鑑みてと、あと収穫が終わってから見込まれるという内容で理解はしたんですけども、やはり1人当たりについて、多い金額があったりとか、その上限を設けるとか、そういうような今後の見直しとかをどのように考えていくのかということをお聞きしたいと思います。ずっと補正補正で全部上限も何もなくやつていかれるのかということをお聞きしたいと思います。

あと、16ページ、住宅管理の中の修繕料ですね。五反田の希望修繕によっていろいろ修繕においてもやったというお話の説明がありました。こちらの詳細をお伺いしたいと思います。

もう一つ、18ページ、コミュニティ推進費、こちらの工事請負をどのような工事請負だったのかお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、11ページの総合計画策定事業の部分の350万円の増額補正の内容についてご説明申し上げたいと思います。

本来、地方総合戦略と総合計画は、今まで当然別々に策定しておりました。そして、今般、宮城県のほうから方針がなされまして、いわゆる総合計画に地方総合戦略を含めた形で策定してもいいですよというような話もございまして、別々にやっても構わないんですけども、県内でも涌谷町ですとか、利府とか、いわゆる総合計画の中に地方版の総合戦略を含めた形で策定している町村もございます。

今般、うちらほうでもいわゆる総合計画の中にいわゆる地方版の総合戦略を策定したいというような形でその部分の総合計画にプラスアルファで今回地方版の総合戦略の策定業務を新たに加えるというような業務の内容でございます。本来別につくるとなると、アンケート調査とか、そういった部分で結構な額をするんですけれども、今回、総合計画でアンケート調査とか、もろもろの調査を行っておりますので、それよりは安価、安い価格でのいわゆる策定ができるというような利点というのもございまして、今般補正をかけさせていただいたところでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えします。

この環境整備支援事業費補助金につきましては、議員ご指摘のとおり、御説明しておりますとおり、3年目を迎えておりますので、事業内容等について検討を今後、今年度進めて、来年度等に向けていくところでございますけれども、昨年の事例で申し上げますと、1件当たり170万円弱、167万円ぐらいの支出というものがあります。また、その次ですと150万円程度のものがあります。回数、また金額等、現時点では上限回数等に制限もないという状況でございます。当初の考え方やる気のある方を特に後押ししたいという考えがあってのこととございますけれども、3年で見直すということもありますので、もちろん企画財政課、あと村長、副村長等とも相談をして決めてまいるところでございますけれども、現時点で課内の検討等におきましては、回数というと複数回やる方もいらっしゃると思いますので、回数の制限はちょっとどのようにしたらいいかまだ検討中ではありますけれども、金額についてはおおよそ妥当なところで上限を設けるべきではないかという考え方で、課内ではありますという現状でございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 16ページの住宅費の住宅管理費の11節需用費の修繕料についてですが、675万円についてです。今年度につきましては五反田住宅2号棟の希望修繕ということで、補正させていただいております。この希望修繕につきましては、年次的に工事のほうを進めてきておりまして、大規模改修を行った住宅から翌年度から順次雨漏り等の補修を終わったものについて内部修繕ということで聞き取り調査を行いまして、それに応じて内部の修繕を行っているという事業になっておりまして、平成28年度から年次的に行っておりまして、これまで五反田北住宅2号棟、五反田住宅1号棟、五反田住宅3号棟を完了しております、今年度につきましては昨年度大規模改修の終わった五反田住宅2号棟

について、実施するという内容となっております。

次に、18ページのコミュニティ推進費の工事請負費500万円でございます。こちらは現在工事を進めております衡中北分館の工事費といたしまして、当初予算で7,800万円予算計上をさせていただいておりましたが、この予算につきましては、まだ設計の固まっていない形での概算の積算であったということで、今回設計内容がまとまって積算した上で事業費も固まったということで、500万円を計上させていただくものでございまして、既に建築工事と設備工事費のほうは発注済みとなっておりまして、今後、外構工事を発注する計画となっております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 最初の11ページの総合策定計画事業、課長に詳細に説明していただきました。地方版をつくることによって、地方版を別につくるより、安価でできる。他の町の涌谷町さんなんかもそのようにしていただいているということですので、そのような形でできるのであれば、やはり進めていただきたいと思います。

あとは環境整備支援事業ですね。委員会でも申し上げましたが、回数は少しづつでもやられる方はいると思います。課長が言いましたように、金額については上限を設ける。そういうような部分もあると思うんですけれども、上限を設けて、回数を何回かするとか、そのところをもう少し、課内で村長とも思いますけれども、いろいろな例を分析して、一番いいような皆さん本当に同じような支援ができるような形、助成ができるような形で、やる気のある人たちにはやるといつても、それなりのある程度の制限というのを設けた形で配慮していただきたいと思います。

あと、五反田住宅、希望修繕住宅終わった後、外構工事、いろいろな雨漏り工事終わった後、いろいろな部分で迷惑をかけたりとか、いろいろな住んでいる方々がこの希望修繕というのはとてもいいことだと思いました。

その中で、希望修繕で、どうしてもかなわないこととか、そういうものがあるのか、できないこととかが希望されることに対して対処ができないことなどもあるのかどうかということもお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 地方創生の総合戦略の部分について、涌谷町さんとか、そういう部分は総合計画と合わせた形でやるという部分も先ほどお話をしました。別につくる町村も当然あるわけでございます。ただ、うちらほうといたしましては、たまたまいわゆる

総合計画と地方版総合戦略の部分の改定の部分、地方版の総合戦略は5年で、来年度また改定しなくちゃいけませんので、地方総合戦略のほうですね。ですので、今回、総合計画と同じタイミングになったということで、改定をするということで御理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 環境整備支援事業費補助金について、御意見をいただきましたとおり、回数、金額、それぞれ含めまして検討を進めてまいりたいと思いますが、お話ししましたやる気のある方にということが当初ですけれども、言い方とすればやる気を出していただけるような皆さんに使っていただけるような制度に検討してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 住宅の修繕でかなわないことはあるのかということでございますが、基本的に希望修繕につきましては、現況復旧に戻すというところが中心になっておりますので、主に工事として多いのは壁紙の張りかえですとか、畳が雨漏り等で傷んだ部分の修繕とか、そういう部分がメインになっておりまして、もとあった状態から機能を上げるという部分につきましては、要望があってもなかなかちょっと対応はできかねるという部分もございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 先ほど佐野議員からも質問がありましたけれども、それにあわせて、災害対策費の助成、17ページですね。危険ブロックに関するこでお伺いします。

先ほどのお答えの中に現在3件分を実施したと。そしてさらに3件分の予算を補正で上げたということでございますけれども、たしか危険ブロックと認識されている箇所はそのくらいじや足りないと思っていたんですけども、そういうところに対する新たにまた対処されていない場所に対して、村側として、結局通学路、あるいはそういう車道、そういうところに対する危険性の高いところに対して、積極的にその指示するとか、指導するとかというような考えはないんでしょうか。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今お話しあったとおり、危険箇所につきましては、数多くあるところではございますが、今回補正させていただいた部分につきましては、国の補助事業の内示をいただいた部分につきまして補正をさせていただいている状況にあります。

あと、2つ目の危険な箇所への呼びかけ等につきましても、特に危険な部分等々につき

ましては、個別なちょっと声がけといいますか、制度の説明と危険個所の対策についてお願いをするような形も徐々にさせていただいて、個別に話はさせていただいているところでございます。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

8番（高橋浩之君）　既にされているか、今対処されているかちょっとわかりませんけれども、やっぱりちょっとそこら辺を通ってみると、建物にブロック塀がのりかかいて、そういう状態とか、あるいはもう完全に亀裂が入っている状態のブロック塀がそのまま放置されているというようなところが散見されるわけなので、幾ら民間の個人の所有のものであっても、それが公的な車道なり歩道に影響を及ぼす危険な状態になるのではないかというような状況であれば、やはり村側が積極的に対処してもらって、指示してもらって、こういう補助金もあるんだよ。助成もあるんだよというようなことも示して、早急に対処してもらわないと、やはり危険を先延ばしすることはちょっといかがなものかと思うんですけれども、改めてお伺いします。

議長（細川運一君）　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　今のご指摘のとおりだと思います。村のほうでもそういった既にもう倒れている方とかという分につきましては、全てではないんですが、個別に事業の説明等々をして、この機会にお願いしますという話はさせていただいているところです。今後もそういった場所を声がけはさせていただきたいと思いますが、補助金のほうは大分これまでに比べて手厚い補助金のほうとはなっておりますが、それでも自己負担が伴う形ということで、なかなかこちらの要請にもすぐに応じられないという、ちょっと個人的な状況もあるようには伺っております。その辺の部分、事業の目的の部分を御理解いただけるように話をしながら、事業を推進してまいりたいと思います。

議長（細川運一君）　ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開を11時30分といたします。

午前11時13分　休憩

午前11時30分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤昌一議員、届け出により退席でございます。

企画財政課長より発言を求められておりますので、これを許します。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 先ほどの石川 敏議員からの花の杜ゴルフクラブの土地貸付料のいわゆる何年間で契約をしていたかというお話でございますけれども、平成元年から平成10年まで、平成11年から減免をしているという部分がありましたので、平成元年から平成10年までについては10年間で、それ以降の減免が始まってからは、3年間、平成11年から平成13年、平成14年から平成16年、平成17年から平成19年という形で3年間ずつの契約でいわゆる減額の貸し付けの期間でございました。平成20年と平成21年、平成21年が上半期と下半期、ちょっとこのときだけ何かいわゆる減額率が変わっておりまして、平成21年の下半期から5年間の契約、4年半の契約、あとは平成26年から5年間ということで、5年間の契約期間というのは平成21年の下半期からということでのご理解をお願いしたいというふうに思っているところでございます。

---

日程第7 議案第40号 令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第7、議案第40号、令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第40号別紙によりご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

議案第40号別紙、令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ245万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億935万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願い

ます。

歳入でございます。

6款1項1目繰越金245万7,000円の増、前年度からの繰越金確定による増でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

5款1項1目保健衛生普及費10万3,000円の増、4節共済費は臨時職員1名分の社会保険料分でございます。

9款1項1目予備費235万4,000円の増額は、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第41号 令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第41号、令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第41号別紙でご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和元年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正についてでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 歳入補正予算」による。

続きまして、4ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入です。4款1項1目一般会計繰入金345万5,000円の減と、5款1項1目繰越金345万5,000円の増につきましては、平成30年度決算確定に伴う財源の入れ替えとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第42号 令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第42号、令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、議案第42号別紙でご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

令和元年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,727万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,792万3,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目介護給付費交付金198万7,000円の増、2節過年度分で精算交付によるものでございます。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金149万9,000円の減、財源調整によるものでございます。

9款1項1目繰越金1,678万7,000円の増、前年度からの繰越金1,679万7,101円による増額補正でございます。

次に、7ページ歳出でございます。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金447万8,000円の増、前年度からの繰り越し及び精算交付などによる増額でございます。

6款1項2目償還金675万5,000円の増、実績報告によるものでございます。

2項1目一般会計繰出金356万6,000円の増、精算による繰り出し分でございます。

次のページをお開き願います。

7款1項1目予備費247万6,000円の増、こちらにつきましては財源調整でございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第43号 令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第43号、令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案第43号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和元年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入予算の補正についてでございます。歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は「第1表 岁入補正予算」による。

続きまして、4ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

歳入についてです。4款1項1目一般会計繰入金47万9,000円の減と、5款1項1目繰

越金47万9,000円の増につきましては、平成30年度決算に係る繰越金確定に伴う財源の入れ替えとなります。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第44号 令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第44号、令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、議案第44号別紙によりご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

議案第44号別紙、令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,142万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので6ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目繰越金82万円の増、前年度からの繰越金確定による増でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金39万2,000円の増、19節負担金補助及び交

付金で、平成30年度の出納閉鎖期間中に納付された保険料分でございます。

3款2項1目一般会計繰出金43万円の増、28節繰出金でございますが、繰越金と出納閉鎖期間中に納付された保険料との差額について、一般会計へ戻し入れするものでございます。

4款1項1目予備費2,000円の減については、財源調整によるものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 報告第3号 健全化判断比率並びに資金不足比率の状況について

議長（細川運一君） 日程第12、報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を行います。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、15ページをお開き願いたいと思います。

報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率並びに、同法第22条第1項の規定による資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して議会に報告するものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

別紙でご説明申し上げます。

まず、1の健全化判断比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第3条の規定に基づくものでございます。中ほどでございますけれども、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、いずれにつきましても赤字になってないため、数字にはあらわれていないものでございます。

実質公債費比率7.9%、昨年度は9.0%ということで、昨年度より1.1%減となっております。引き続き経営健全状態が続いております。今般、この比率が解消、1.1%減になった要因といたしましては、元利償還金の減、純元利償還金の減等により数値が解消されたものでございます。

次に、2の資金不足比率の公表等でございます。これにつきましては、財政健全化法第22条によるものでございます。4事業ほどございます。まず、法適用水道事業、法非適用下水道事業、法非適用戸別合併処理浄化槽会計、法非適用宅地造成事業会計、この4会計でございます。いずれの会計につきましても資金不足に該当しないため、数値にはあらわれていないというところでございます。

以上、ご報告を申し上げます。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から、平成30年度財政健全化判断比率並びに資金不足比率の審査に係る意見を求める。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

[代表監査委員 渡邊保夫君 登壇]

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは、私のほうから平成30年度大衡村財政健全化審査意見書を申し上げます。

1ページ目、お開きになっていただきます。

平成30年度普通会計財政健全化審査意見書。

1といたしまして、審査の方法になりますが、この財政健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、実施いたしました。

2といたしまして、審査結果（1）の総合意見でございますが、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）の個別意見でございますが、①の実質赤字比率、②連結実質赤字比率、④将来負担比率については、実質赤字になっておらず、良好と認められる。

③の実質公債費比率について、平成30年度の実質公債費比率は7.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好であると認めます。

（3）の是正改善を要する事項は、特に指摘すべき事項はありませんでした。

続きまして、平成30年度の大衡村地方公営企業会計経営健全化審査意見書になります。

1の審査方法でございますが、この健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2といたしまして、審査結果でございますが、（1）の総合意見になりますが、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）の個別意見でございますが、資金不足について水道事業会計、下水道事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計、宅地造成事業特別会計について、平成30年度の不足金はありませんでした。

（3）是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上でございます。

議長（細川運一君） 以上で、報告第3号、健全化判断比率並びに資金不足比率の状況についての報告を終わります。

---

第13 認定第 1号 平成30年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について

第14 認定第 2号 平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第15 認定第 3号 平成30年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

第16 認定第 4号 平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について

第17 認定第 5号 平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について

第18 認定第 6号 平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第19 認定第 7号 平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

第20 認定第 8号 平成30年度大衡村水道事業会計決算認定について

議長（細川運一君） ここでお諮りをいたします。

日程第13、認定第1号、平成30年度大衡村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第2号、平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第3号、平成30年度大衡村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第4号、平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第5号、平成30年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、認定第6号、平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、認定第7号、平成30年度大衡村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、認定第8号、平成30年度大衡村水道事業会計決算認定について、以上の8件は会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程第13、認定第1号から日程第20、認定第8号までの8件は一括議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 各議案について、それぞれの説明を求めます。

なお、説明は概要、要点についてのみを簡潔に説明を願います。

企画財政課長。一般会計について説明願います。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、一般会計について、平成30年度の決算の部分についてご説明申し上げたいと思います。

決算書の1ページ、2ページをお開き願いたいと思います。

1款の村税、1項の村民税から5項の特別土地保有税まで、合わせまして予算現額14億2,839万7,000円、調定額15億3,532万7,669円、収入済額14億5,387万435円、不納欠損額4万1,341円、これについては村民税分でございます。収入未済額8,141万5,893円、たばこ税を除く4税目分でございます。

2款地方譲与税第1項の地方揮発油譲与税、2項自動車重量譲与税、合わせまして予算現額、調定額並びに収入済額、同額でございまして4,815万5,000円でございます。

3款1項利子割交付金、予算現額並びに調定額、収入済額、同額でございます。54万4,000円でございます。

4款1項配当割交付金、予算現額、調定額、収入済額、同額でございます。114万2,000円でございます。

5款1項株式等譲渡所得割交付金、これについても同額でございまして、97万9,000円でございます。

6款1項地方消費税交付金、これについても同額でございまして、1億6,670万3,000円でございます。

7款1項ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,616万5,000円、調定額並びに収入済額、同額でございまして、1,616万5,996円でございます。

8款1項自動車取得税交付金、これについても同額でございまして1,419万5,000円でございます。

9款1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、これにつきましても同額でございまして、2,486万5,000円でございます。

10款1項地方特例交付金、これについても同額でございます。453万4,000円でございます。

11款1項地方交付税、同額でございまして、7億495万7,000円でございます。

12款1項交通安全対策特別交付金、同額でございまして116万2,000円でございます。

13款の分担金及び負担金、1項の負担金が115万7,000円、調定額が123万3,932円、収入済額が114万352円、9万3,580円の収入未済額でございます。これにつきましては保育料及び老人施設入所費用徴収金分でございます。

次のページをごらん願いたいと思います。

14款使用料及び手数料、1項の使用料、2項手数料、合わせまして予算現額9,531万1,000円、調定額が1億368万16円、収入済額が1億61万9,167円、306万849円の収入未済となっております。住宅使用料分でございます。

15款国庫支出金、1項の国庫負担金から3項の国庫委託金まで、合わせまして予算現額が8億2,542万8,000円、調定額8億2,542万4,756円、収入済額8億1,597万9,756円、944万5,000円の収入未済となっているものでございます。繰越明許分でございまして、道路分に係る社会資本総合整備交付金分でございます。

16款県支出金、1項の県負担金から3項の県委託金まで、合計いたしまして予算現額が2億3,199万4,000円、調定額、収入済額が2億3,284万9,740円でございます。

17款財産収入、第1項の財産運用収入、2項財産売払収入、合わせまして予算現額が

8,499万5,000円、調定額、収入済額同額でございまして、8,501万2,183円でございます。

18款寄附金でございます。予算現額、調定額、入済額同額でございまして、1,045万3,000円でございます。

19款繰入金1項の特別会計繰入金、2項の基金繰入金、合わせまして予算現額3億583万7,000円、調定額、収入済額、同額で、3億583万630円でございます。

20款繰越金1項の繰越金、予算現額1億2,781万5,000円、調定額、収入済額、同じでございまして1億2,781万5,499円でございます。

21款諸収入1項の延滞金、加算金及び過料から4項の雑入まで、合わせまして予算現額5,204万1,000円、調定額5,751万2,165円、収入済額が5,664万3,142円、収入未済額が86万9,023円でございます。給食費分でございます。

22款1項村債、予算現額、調停額同じでございますけれども、5億450万円、収入済額が4億9,760万円、690万円の収入未済となってございます。これにつきましては、繰越明許分でございまして、道路分に係る道路債分でございます。

歳入合計といたしまして、予算現額が46億5,132万9,000円、調定額が47億7,304万1,586円、収入済額が46億7,121万5,900円、不納欠損額は4万1,341円、予算に対する執行率は100.4%となっております。収入未済額が1億178万4,345円、この中には繰越明許分も含まれております、その分を除きますと8,543万9,345円となるものでございます。

次のページでございます。歳出のほうをご説明させていただきたいと思います。

1款1項議会費、予算現額7,949万円、支出済額が7,869万6,251円でございます。

2款総務費、1項の総務管理費から6項の監査委員費まで、合計いたしまして6億4,459万9,000円、支出済額6億2,451万3,394円、翌年度繰越額が226万8,000円となっております。繰越明許分が1件分でございます。

3款民生費、1項の社会福祉費から4項の災害救助費まで、合計いたしまして8億8,010万3,000円、支出済額が8億6,848万6,631円でございます。

4款衛生費、1項の保健衛生費から3項の上水道費まで、合計で3億2,146万8,000円、支出済額が3億1,572万99円でございます。

5款農林水産業費、1項農業費、2項林業費、合計いたしまして2億7,789万6,000円、支出済額が2億6,926万5,646円、翌年度繰越額が179万3,000円となっております。繰越明許分1件分でございます。

6款1項商工費、予算現額1億771万5,000円、支出済額が1億505万774円でございます。

7款土木費、1項の土木管理費から5項の住宅費、合計いたしまして12億8,184万6,000円、支出済額12億3,717万4,646円、翌年度繰越額が2,780万円となっているもので、繰越明許分2件分でございます。

8款消防費、次のページをごらんいただきたいと思います。1項の消防費、予算現額1億6,224万8,000円、支出済額が1億5,796万6,500円でございます。

9款教育費、1項の教育総務費から5項の保健体育費まで、合計いたしまして4億3,523万円、支出済額が4億2,498万7,712円でございます。

10款災害復旧費、1項農林施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、合計いたしまして予算現額9,780万8,000円、支出済額が9,765万7,343円でございます。

11款1項公債費、予算現額3億4,689万2,000円、支出済額が3億4,675万4,289円でございます。

12款諸支出金、予算現額1,513万4,000円、支出済額が1,513万60円でございます。

13款予備費90万円で、支出はございません。

歳出合計でございます。予算現額が、46億5,132万9,000円、支出済額が45億4,140万6,345円、予算に対する執行率につきましては97.6%でございます。翌年度繰越額3,186万1,000円、合計いたしますと繰越明許分4件分でございます。

歳入歳出差引残額1億2,980万9,555円となっております。このうち基金繰入金といたしまして6,000万円を繰り入れしているものでございます。

以上、簡単にご説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を1時といたします。

午後 0時02分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長、国保、後期高齢会計について説明願います。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは、平成30年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の115ページ、116ページをお開き願います。

歳入でございますが、予算現額が5億1,016万9,000円に対し、調定額5億4,486万8,052円、収入済額が5億1,303万3,554円、不納欠損額が14万2,800円、収入未済額が

3,169万1,698円でございます。予算の執行率は100.6%となっております。

次に、117、118ページをお開き願います。

歳出合計でございますが、予算現額が歳入と同額でありまして、歳出済額が4億9,257万6,433円、不用額は1,759万2,567円でございます。予算の執行率は96.6%となっております。

歳入歳出差引残額は2,045万7,121円となり、そのうち基金繰入金は1,100万円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、123ページ、124ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明申し上げます。

1款国民健康保険税でございますが、調定額1億2,828万7,756円に対し、収入済額9,645万3,258円、収納率は75.2%となり、不納欠損は14万2,800円です。14万2,800円は1名分でございます。

3款1項1目保険給付費等交付金3億4,137万9,351円につきましては、1節普通交付金3億3,053万351円が保険給付費相当分であり、2節特別交付金1,084万8,000円は、備考記載の5件の交付金負担金等でございます。

次のページをお開き願います。

2目災害臨時特例補助金6万1,000円は、東日本大震災による被災者の一部負担金免除に係る補助金でございます。

3目乳幼児医療費補助金9万7,000円は、乳幼児医療費助成事業強化分として、交付対象経費に対し、補助率2分の1の交付でございます。

4款の財産収入15万2,955円につきましては、備考記載3件の基金利息でございます。

5款1項1目一般会計繰入金3,811万8,680円、一般会計から国保会計への操出基準に基づく繰り入れでございます。1節保険基盤安定繰入金1,560万9,560円は、低所得者に対する保険税の軽減分として2節保険者支援分837万1,607円は、低所得者を多く抱える市町村に対する保険者支援分でございます。3節職員給与費等繰入金1,137万7,513円につきましては、職員1名分の入件費、事務費及び徴税費に係る繰り入れでございます。4節出産育児一時金等繰入金84万円は、出産育児一時金に関する費用に対する繰入金でございます。

5節財政安定化支援事業繰入金182万3,000円でございますが、保険財政の健全化及び低所得者高齢者層の割合などの財政事情に対する繰り入れでございます。6節その他一般会計

繰入金9万7,000円は、乳幼児医療費助成事業運営強化分として、県補助金と同額を繰り入れしてございます。

2項1目財政調整基金繰入金は、1,649万9,000円の基金取り崩しを行っております。

次のページ、6款繰越金1,879万7,460円は、平成29年度からの繰り越しで、前年対比65万1,756円の増でございます。

7款諸収入141万7,550円でございますが、一般被保険者の延滞金、交通事故等による第三者納付金資格喪失後に受診したものの返還金等でございます。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

129ページ、130ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費980万3,708円は、職員1名分の人物費並びに事務費等でございますが、主なものとして13節委託料169万2,799円でございますが、国保情報データベースシステム等の保守料ほか、国保制度改革に伴うシステム改修費用が主なものでございます。

2目連合会負担金50万1,572円は、国保連合会への運営費に対する村の負担金でございます。

2項1目賦課徴収費135万2,998円、国保税の賦課徴収に係る帳票印刷代、郵便料、計算料などの費用でございます。

2目納税奨励費163万796円は、各納税貯蓄組合に対する納税奨励金及び納税貯蓄組合連合会への運営費補助金でございます。

3項1目運営協議会費11万3,000円は、国保運営協議会の運営に要する費用であります、委員6名の日額報酬並びに費用弁償が主なものでございます。

次のページをお開き願います。

2款1項療養諸費2億9,089万6,118円、前年度比438万9,532円の減となっております。

2項高額療養費3,998万6,454円、前年度比129万5,942円の増でございます。

4項出産育児諸費126万210円、出産育児一時金として1件当たり42万円の支払いになり、3件分でございます。

次のページをお開き願います。

5項葬祭諸費55万円、国保の被保険者が死亡され、葬祭をとり行った方へ1件当たり5万円を支給するもので、11件分を支給しております。

3款国民健康保険事業費納付金1億2,468万266円は、医療所得の水準により県から決定された納付金でございます。

4款共同拠出金77円につきましては、退職医療分としての拠出金でございます。

5款1項1目保健衛生普及費150万8,975円は、主なものとしましては7節賃金74万5,080円で、レセプト点検員の賃金と次のページ13節委託料43万9,529円は、医療費通知ジェネリック差額通知、健診結果説明会等に係る経費でございます。

2目疾病予防費10万4,000円は、脳ドック助成13名分でございます。

2項1目特定健康診査等事業費769万578円の主なものとしましては、13節委託料725万4,282円、特定健康診査と特定保健指導分でございます。

6款基金積立金15万3,000円は、財政調整基金の利息相当分の積立金でございます。

8款諸支出金1,234万4,680円につきましては、保険税の還付及び国県及び社会保険診療報酬支払基金への返還金でございます。

以上、主なものについてご説明申し上げました。

続きまして、平成30年度大衡村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の199ページ、200ページをお開き願います。

歳入合計でございますが、予算現額5,476万8,000円に対し、調定額5,572万6,009円、収入済額5,525万9円、収入未済額47万6,000円となり、予算の執行率は100.9%で、前年比289万3,523円の増でございます。

次のページ、201、202ページをお開き願います。

歳出合計の予算現額につきましては、歳入と同額であります、支出済額5,442万8,290円になり、不用額は33万9,710円でございます。予算の執行率は99.4%、前年比350万4,172円の増でございます。

歳入歳出差引額は82万1,719円でございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、207ページ、208ページをお開き願います。

歳入からご説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料でございますが、調定額3,143万4,500円に対し、収入済額3,095万8,500円、収入未済額47万6,000円でございます。

1項1目の特別徴収保険料については、収納率100%となっており、2目普通徴収保険料については、収納率96.3%となっております。

2款使用料及び手数料1万600円については、督促手数料でございます。

3款1項1目事務費繰入金729万371円は、職員1名分の人事費及び事務費等に対する一般会計からの繰り入れでございます。

2目保険基盤安定繰入金1,555万7,629円は、低所得者に係る軽減分及び被扶養者に係る均等割額の軽減分に対する繰り入れでございます。

4款繰越金143万2,368円は、平成29年度からの繰越分でございます。

5款諸収入541円につきましては、保険料還付金と預金利息でございます。

続いて、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

211、212ページをお開き願います。

1款1項総務管理費588万5,050円、こちらは職員1名分の人事費及び事務費でございます。

2項徴収費99万6,543円は、納税貯蓄組合への奨励金、帳票等の印刷代などが主なものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金4,705万8,029円につきましては、後期高齢者保険料並びに一般会計から繰り入れの保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付したものでございます。

3款諸支出金48万8,668円につきましては、一般会計繰出金が主なものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　都市建設課長、下水道、戸別合併、宅地造成、水道会計について説明願います。

都市建設課長（後藤広之君）　　決算書の139、140ページをお願いいたします。

初めに、下水道事業会計の決算についてでございます。

歳入合計、予算現額3億1,425万3,000円に対しまして、調定額3億1,827万1,492円、収入済額2億5,590万7,718円、収入未済額が6,236万3,774円となっております。収入未済額のうち、6,021万6,000円は、繰越明許をしております。予算に対する執行率は81.4%となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

歳出合計予算現額3億1,425万3,000円に対しまして、支出済額2億5,193万2,572円で、翌年度繰越額は6,021万6,000円となっております。執行率が80.2%となり、歳入歳出差引残額が397万5,146円となっております。

続きまして、主な内容につきまして、147、148ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

まず歳入について。1款1項1目下水道事業負担金88万1,144円、収入未済額が102万2,820円となっており、収入未済額につきましては、全て1節の受益者負担金の過年度分となっております。

2款1項1目下水道使用料9,922万9,370円、収入未済額が114万4,954円となり、収納率が98.9%となっております。

2項1目手数料36万1,000円です。こちら前年度比18万1,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目下水道事業補助金、調定額3,567万6,000円に対しまして、収入済額648万円で、収入未済額が2,919万6,000円となっております。こちらはマンホールポンプ場圧送管施設工事2件分を繰り越ししているものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金1億2,348万9,000円。

5款1項1目繰越金496万24円。

6款1項1目雑入19万1,280円につきましては、ふるさと祭り下水道コーナー設置に係る補助金となっております。

2目消費税還付金1,301万5,900円。

7款1項1目下水道事業債、調定額3,830万円に対しまして、収入済額730万円で、収入未済額が3,100万円となり、こちらは翌年度の繰越分となっております。

次のページ、歳出についてでございます。

1款1項1目総務管理費5,520万1,729円、主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金で、こちらは吉田川流域下水道維持管理負担金ほかとなっております。

2目管渠管理費1,163万41円につきましては、下水道管渠、合計で72キロメートル及び13カ所のマンホールポンプ場の維持管理に係る経費といたしまして、主なものは13節委託料で、下水道施設の維持管理業務及び流域下水道の水質検査業務となっております。

2項1目公共下水道建設費2,107万6,390円、こちらの主なものといたしましては、職員1名分の人物費のほか、13節委託料と、次のページの15節工事請負費につきましては、マンホールポンプ場の圧送管施設工事に係る経費となっておりまして、委託料で320万円と、工事請負費で5,701万6,000円につきましては、翌年度繰り越しとなっております。

153、154ページです。

2款1項公債費1億6,275万8,291円につきましては、平成29年度末未償還元金14億1,105万3,500円に係る償還元金及び利子になります。

下水道事業特別会計につきましては、以上となります。

続きまして、185、186ページをお願いいたします。

戸別合併処理浄化槽特別会計の決算についてです。

まず、歳入の予算現額3,454万6,000円に対しまして、調定額3,493万6,128円、収入済額が3,469万3,438円となり、執行率が100.1%となっております。

187、188ページをお願いいたします。

歳出についてです。歳出の予算現額3,454万6,000円に対しまして、支出済額3,411万4,089円で、執行率が98.8%となり、歳入歳出の差引残額が57万9,349円となっております。

続きまして、193、194ページの事項別明細書でご説明申し上げます。

まず、歳入についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽分担金63万7,000円、こちらは浄化槽7基分に係る受益者分担金となっております。

2款1項1目合併処理浄化槽使用料1,628万7,010円です。こちらは平成30年度末現在で366基に係る浄化槽使用料となっております。

4款1項1目一般会計繰入金1,122万円です。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金96万3,652円です。

6款1項雑入の68万5,776円につきましては、消費税還付金が主なものとなっております。

7款1項1目下水道事業債490万円は、浄化槽7基設置分に係る起債借り入れ分となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてです。

1款1項1目合併処理浄化槽管理費2,647万137円です。主なものといたしまして、職員1名分の人物費と13節委託料につきましては、平成30年度末現在で366基設置分に係る保守点検、維持管理業務の委託料となっております。

2目合併処理浄化槽建設費574万3,749円です。主なものといたしましては、15節工事請負費で浄化槽設置工事7基分となっております。

2款1項交際費190万203円、こちらは平成29年度末未償還元金で5,957万円に係る償還元金及び利子になっております。

浄化槽会計につきましては、以上となります。

続きまして、215、216ページをお願いいたします。

宅地造成事業特別会計の決算についてです。

歳入の予算現額が7,502万8,000円に対しまして、調定額7,502万8,898円となり、収入済額が7,502万8,898円、同額となっております。執行率が100%となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

予算現額7,502万8,000円に対しまして、支出済額7,502万2,805円となりまして、歳入歳出差引残額は6,093円となりまして、こちらにつきましては、令和元年度の一般会計へ繰り入れとなっております。

続きまして、223、224ページをお願いいたします。

事項別明細書で主な内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入についてです。

1款1項1目一般会計繰入金は19万4,000円。

2款諸収入7万720円につきましては、預金利子及び土地売買の遅延滞金2名分となっております。

4款1項1目繰越金5,686万3,178円、5款1項1目不動産売払収入1,790万1,000円につきましては、3区画分に係る売払収入となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

1款1項1目塩浪地区造成事業費7,502万2,805円につきましては、主なものといたしまして13節委託料につきましては、販売委託業務及び販売事務所の警備業務の3カ月分となっております。15節工事請負費につきましては、販売事務所の撤去工事及び防犯灯の設置工事分となっております。28節操出金6,639万6,000円につきましては、一般会計への繰出金となっております。

宅地造成事業特別会計分につきましては、以上となります。

続きまして、227、228ページをお願いいたします。

水道会計についてでございます。大衡村水道事業会計の決算についてでございます。

初めに、収益的収入及び支出の収入についてです。第1款事業収益、予算額2億5,559万円に対しまして、決算額2億5,766万5,963円、執行率が100.8%となっております。内訳といたしまして、第1項営業収益、決算額が2億570万4,808円、前年度比3.9%増となっておりまして、主なものが水道使用料となっております。

第2項営業外収益、決算額5,196万1,155円、こちらの主なものといたしましては、一般会計補助金、水道加入金、長期前受戻入金となっております。

次に、支出についてでございます。

第1款水道事業費用、予算額2億4,960万6,000円に対しまして、決算額2億4,175万8,445円、執行率が96.9%となっております。

内訳といたしまして、第1項営業費用の決算額2億3,313万6,678円、主なものといたしまして受水費、修繕費、減価償却費などとなっております。

第2項の営業外費用862万1,767円です。こちらの主なものは、支払利息及び支払消費税となっております。なお、こちらの詳細の内訳につきましては、後ほど246ページから249ページの収益費用明細書をつけておりますので、ごらんいただければと思います。

続きまして、次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてでございます。収入につきましてはございませんでした。

支出についてです。第1款資本的支出、予算額2,088万1,000円に対しまして、決算額2,083万6,153円。執行率が99.9%となっております。内訳といたしまして、第1項建設改良費489万円につきましては、量水器購入、中央監視装置及び衡東配水池の用地取得費用が主なものとなっております。

第2項企業債償還金1,594万6,153円、こちらは平成30年度末の未償還元金2億2,159万7,000円に係る債還金となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,083万6,153円は、過年度損益勘定留保資金で補填しております。

続きまして、次のページ231ページをお願いいたします。損益計算書についてでございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益につきましては2,990万7,346円の赤字となり、3の営業外収益と4の営業外費用を加味しました経常利益につきましては1,582万2,686円の黒字となっております。5の特別利益と6の特別損失につきましては、支出、収入ありませんでしたので、当該年度の純利益につきましては、同額の1,582万2,686円の黒字となっております。当該年度の未処分利益剰余金につきましては、

4,201万4,159円となっております。

次のページ232ページのキャッシュフロー計算書についてでございますが、こちらの下から3行目、平成30年度中の資金の増減額は614万258円の増となったことから、資金の期末残高が4億7,439万8,158円となっております。

次に、次のページ、233、234ページをお願いいたします。

剰余金の計算書についてでございます。こちらは当該年度の変動額といたしましては、先ほどの当該年度の純利益のみであったことから、1,582万2,686円の増といたしまして、資本の合計が7億7,396万2,611円となっております。

次に、233ページの下、5番の剰余金処分計算書につきましては、表のとおりで、当該年度の処分はございませんでした。

次のページ、235、236ページをお願いいたします。

貸借対照表についてでございます。

1の固定資産の合計につきましては、前年度比2.5%増の10億7,259万2,654円となり、2の流動資産の合計につきましては、前年度比1%増の5億160万3,896円となっております。資産の合計につきましては、15億7,419万6,550円となっております。

236ページ上のほうの負債の部につきましては、3番の固定負債から5番の繰延収益を合わせました負債の合計が前年度比1.9%増の8億23万3,939円となりまして、その下、資本の部、6の資本金と7の剰余金合わせました資本合計は、前年度比2.1%増の7億7,396万2,611円となっております。

最後に、次のページ、237ページですが、7番の重要な会計方針に係る事項に関する注記につきましては、特に変わっておりません。

また、次ページ以降の附属資料につきましても、後ほどごらんいただければと思います。

以上、都市建設課所管分についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長、介護保険会計について説明願います。

健康福祉課長（早坂紀美江君） それでは、平成30年度大衡村介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。決算書、155、156ページをお開き願います。

歳入予算合計6億80万円、調定額5億9,946万3,334円、収入済額5億9,643万457円、収入未済額303万2,877円となっております。決算額前年度比3,430万9,444円の増となっております。

続きまして、次のページをお開き願います。

歳出でございます。歳出予算現額に対しまして、支出済額5億7,963万3,356円で、予算に対する執行率は96.4%、前年度比3,824万3,439円の増で、歳入歳出差引残額は1,679万7,101円となっております。

内容の主なものにつきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。163、164ページをお開き願います。

歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億2,378万5,508円、収入未済額303万2,877円、未納者数36名で収納率は現年度分が99.1%、過年度分が17.8%となっております。年度末の1号被保険者数は1,619名となっておりまして、前年度より46名増となっております。

続きまして、3款1項1目介護給付費負担金9,400万4,810円の収入済額になっており、法定負担率は給付費の居宅サービス分が20%、施設サービス分が15%となっております。

2項1目調整交付金2,706万6,000円の収入済額になっており、標準給付に対する交付割合が5.29%となっております。

2目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）585万4,021円、補助率が25%。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）684万7,828円、こちらは補助率が38.5%になっております。

4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）25万635円、補助率が38.5%となっております。

次のページをお開き願います。

5目システム改修費補助金75万6,000円は、制度改正による介護保険システム改修に係る補助金で、補助率2分の1となっております。

6目その他補助金交付金78万3,000円は、保険者機能強化推進交付金で、平成30年度から地域支援事業等に対して交付されております。

4款1項1目介護給付費交付金1億3,562万8,000円、こちらは40歳から65歳未満の2号被保険者保険料に係る分で、負担率は27%になっております。

2目地域支援事業交付金663万5,259円、負担率は同じく27%となっております。

5款1項1目介護給付費負担金7,608万3,000円の収入済額で、居宅分12.5%、施設分17.5%の負担率となっております。

3項1目地域支援事業交付金（介護予防日常生活支援総合事業）290万1,888円、補助率

は12.5%。

次のページをお開きいただきまして、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）342万3,913円、補助率が19.25%となっております。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・社会保障充実分）12万5,317円、補助率は19.25%となっております。

飛びまして、7款1項1目介護給付費繰入金6,371万1,430円の収入済額で、法定村負担分12.5%相当となっております。

2目その他一般会計繰入金1,823万2,788円、職員1名分の人事費相当分及び介護認定等に係る事務費の繰り入れとなっております。

3目地域支援事業繰入金（介護予防日常生活支援総合事業）277万3,000円、負担率が12.5%で、職員1名分の人事費相当分及びいきいきサロン等介護予防事業に係る事業費分となっております。

4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）284万6,000円、負担率19.25%で、職員1名の人事費相当分及びケアプラン作成等包括的支援事業に係る事業費分となっております。

5目低所得者保険料軽減繰入金76万6,695円。

6目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・社会保障充実分）12万5,000円。負担率19.25%となっております。

次の169、170ページをお開き願います。

8款1項1目介護サービス計画収入182万1,800円、要支援1、2に係る地域包括支援センターが作成するケアプラン収入となっております。

9款1項1目繰越金2,073万1,096円となっておりますが、実績による平成30年度予算で返還する国県補助金等1,685万2,640円を差し引きますと、実質繰越額は387万8,456円となっております。

10款3項2目雑入111万6,888円で、1節の受益者負担金については、はつらつ塾、元気アップ教室、脳トレ学習教室参加者負担金で、2節の後期高齢者医療制度特別対策事業費補助金については、いきいきサロン事業についての補助金であります。

続きまして、173、174ページをお開き願います。

歳出でございます。1款1項総務管理費754万8,004円、主なものは職員1名分の人事費及び13節委託料151万2,000円は、介護保険システム改修業務でございます。

3項1目認定調査等費278万9,176円、介護認定審査員の賃金及び主治医意見書作成に係る経費となっています。

次のページをお開き願います。

2目認定審査会共同設置負担金229万4,000円、一部事務事務組合に対する介護認定審査会の共同設置負担金で、本村審査件数は338件分となっています。

4項は、介護保険運営委員会委員の報酬、費用弁償の経費となっています。

2款1項介護サービス等諸費4億6,948万1,136円、こちらは1目居宅介護サービス給付費から6目地域密着型介護サービス給付費に係る年間延べ7,672件のそれぞれの介護サービス区分ごとの給付費となっています。

2項高額介護サービス等費1,018万2,231円は、1目高額介護サービス等費876件及び次のページをお開きいただきまして、2目高額医療合算介護サービス費52件分の給付費となっています。

3項その他諸費43万4,857円は、国保連合会への介護給付費支払い審査に係る取り扱い手数料となっております。

4項特定入所者介護サービス等費2,959万7,270円、入所施設利用者等の食費、居住費の負担限度額を超える分の補足給付となっております。

3款1項1目介護予防生活支援サービス事業費1,246万7,363円、保健師1名分の人工費及び短期集中予防サービス事業である元気アップ教室と通所型サービスA事業のはつらつ塾に係る経費となっています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費300万9,808円は、要支援者の介護予防ケアプラン作成委託料と介護予防プラン作成システム保守点検料などとなっております。

次のページをお開き願います。

2項1目一般介護予防事業費863万7,727円、保健師1名分の人工費及び介護予防事業のいきいきサロン、脳トレ習得、介護予防リハビリ指導に係る経費となっております。

3項1目総合相談事業費868万5,411円、主なものは保健師1名、臨時職員1名分の人工費となっております。

次のページをお開き願います。

4目任意事業費614万1,341円、主なものは13節委託料と20節扶助費で、ひとり暮らし老人等配食サービス、介護者のつどい、緊急通報システム、紙おむつ支給等に係る経費となっております。

4款1項基金積立金3万円、年度末の基金残高は1,709万5,818円となっております。

次のページをお開き願います。

6款1項償還金及び還付加算金840万8,391円、平成29年度分の国・県補助金等の精算による返還金でございます。

2項繰出金844万4,249円、平成29年度一般会計繰入金の精算によるものでございます。

介護保険事業勘定特別会計についてのご説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） ここで、監査委員から平成30年度各種会計の決算審査に係る意見を求めます。

渡邊保夫代表監査委員、登壇願います。

〔代表監査委員 渡邊保夫君 登壇〕

代表監査委員（渡邊保夫君） それでは、私の方から平成30年度の大衡村各種会計決算審査意見書を申し上げます。

1ページをお開きになっていただきます。

第1の審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計の決算（1）の平成30年度大衡村一般会計歳入歳出決算から、（10）の平成30年度大衡村水道事業会計の歳入歳出決算でございます。

第2の審査の期間でございますが、令和元年6月27日から令和元年7月31日まででございます。

第3の審査の方法でございますが、村長から提出された各種会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する調書について、①決算の計数は正確であるか、②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか、③財政運営が健全であるかなどに主眼を置き、また公有財産、基金、物品の管理についても留意しながら帳票、証書を精査するとともに、必要な資料の提出とあわせて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

第4、審査の結果でございますが、総括といたしまして、審査に付された各種会計歳入歳出決算書等については、関係法令に準拠して作成され、各種証書等を照合審査した結果、計数はいずれも誤りないと認めた。

また、予算の執行は的確かつ合法的に行われており、おおむね適正であると認めた。

平成30年度一般会計を概観すると、前年度に比べて、歳入で2億4,317万9,000円減少の

46億7,121万6,000円、歳出では1億5,517万3,000円減少の45億4,140万6,000円となっております。

歳入歳出差引額は1億2,981万円となり、そのうち翌年度繰越財源1,551万6,000円を差し引いた実質収支は1億1,429万4,000円の黒字になっております。

次に、2ページをお開きになっていただきます。

財政運営及び資金収支は効率的に行われており、基金も設置目的に従って運用され、その収益の処理も適正に行われていました。今後についても、基金設置の目的に沿って有効活用される施策の検討を図っていただきたい。

財政構造の弾力性を判断する指標の一つである「経常収支比率」については、前年度の103.2%より4.6%減の98.6%となっております。経常収支比率は75%以下が望ましいとされていることから、今後とも経常的経費の削減に努力されたい。

実質公債費比率については、前年度の9.0%より1.1%減の7.9%になっております。また、地方債現在高比率は、前年度の124.2%より21.2%増の145.3%となったが、健全エリア内にある。

財政力指数は、昨年度の0.733より、0.042増加して0.775となった。

本村の自主財源の比率は45.8%と、昨年度より7.4%の減となった。これは、村税における固定資産の法人税が震災復興特区課税年度による全額免除を受けたことや、宅地造成会計への貸付金の償還がなくなったことが自主財源減少の要因であり、また、建設事業による国庫支出金や地方債などの増加により、自主財源比率が低下いたしました。宅地造成事業特別会計も平成30年度決算をもって閉じることになるが、良好な結果を残せたのは、村当局のスピーディーな事業展開と購買者の大衡に住みたいというニーズが合致した結果であり、今後ともその規模は継続していくと思われる。

五反田、亀岡地区や、海老沢地区の新たな住宅地の開発を官民一体となって早急に推進するとともに、基幹産業である農業の振興と持続的な企業誘致活動によって大衡村の活性化を図り、さらなる自主財源の確保に努めていただきたい。

あわせて住民生活環境の整備や福祉向上、防災防犯対策の構築など、長期的視野に立った財政運営を行うことを望む。

本村の将来を展望し、切り開いていくための羅針盤として基本理念「ともに育み、ともにつくり、ともに生きる愛と活力にあふれたまちづくり」を掲げた第5次総合計画も最終コーナーに差しかかっている。主役である村民と企業、行政との協働によりみんなが明る

く元気に暮らせる大衡村の実現を図るためにも、財政面においての基本目標である財政計画の立案と計画に基づいたコスト削減を図り、限られた予算で効率的、重点的な整備を進めるようにより一層取り組んでいただきたい。

決算審査に当たり、その他改善及び要望する点などを下記のとおり記述する。

一つ、平成30年度一般会計の繰越未納額は8,540万円と、前年度より378万7,000円増加している。これは保育料を除いた村税並びに使用料等全てが増加しており、また、水道料金においても同様である。以前より本村では収納対策として、宮城県地方税滞納整理機構に依頼しており、今年度は5案件を引き継ぎ、村税額142万9,500円に対して納付額87万7,400円収納率61.4%の成果であった。収納金額並びに収納率が前年度より大きく減少しているのは、昨年から機構へ職員が出張型の勤務体制で対処することとともに、案件処理が8件から5件になったためである。

なお、宮城県地方税滞納整理機構は、令和2年度で終了予定であると、担当課より説明がありました。

仙台北県税事務所と黒川4市町村で組織しているチーム等々での努力や各課が連携した村税と縮減対策本部や役場の機構改革によって税務課内に徴収対策室が設置されたが、なかなか実を結ばないことは残念である。人材を配置するに当たり、現役の役場職員のみならず村内外の有識者や民間団体等の能力を活用してはどうか。村税及び各種使用料の滞納者には、相当の年数が経過し、固定化した債権もありその対策並びに決断が急がれる。公平、平等の原則にのっとり、収納実施計画をつくり、しっかりとした滞納額縮減に努められたい。

2、国民健康保険税については、収納率が前年度の78.7%より3.5%減の75.2%になっている。繰越未納額は、前年対比103.7%と増加しており、今後とも安定的な運営を継続していくためにも、引き続き納付指導と滞納者への徴収業務に努力されたい。

3、水道事業会計については、前年度対比事業収益が102.8%、事業費用で100.2%となり、経常利益で1,582万3,000円を計上することができたが、水道使用料の繰越未納額は前年度対比で100.7%と増加しており、今後さらなる滞納額縮減に努力していただくとともに、私債権管理条例の規定に基づき、適切に処理されたい。

4、住宅使用料については、前年度の繰越未納額が254万6,000円であったが、平成30年度は305万1,000円となり、50万5,000円の増加となった。現年度の滞納者がふえており、また、新たな定住促進住宅の滞納者も発生している。今後さらなる徴収業務への努力を求

める。

5、給食費の滞納額は、前年度71万円であったが、今年度は86万9,000円と15万9,000円増加している。過年度分については、少人数で相当前のものであるが少しづつ償還されている状況を考えたとき、現年度の増加に対しての縮減にさらなる努力を求める。令和元年度より給食費の無償化がスタートしており、早急に給食費滞納額ゼロを目指していただきたい。

6、保育料の滞納額は、前年度6万9,000円より1万5,000円減少し、5万4,000円となつた。相当古い債権があるにもかかわらず徴収に努力された結果を評価したい。

7、奨学資金については、滞納額が前年度より47万8,000円減少し、226万円となつた。奨学資金貸与基金のあり方を理解していただき、滞納額縮減に努められた結果を評価したい。

8、大衡村災害復旧基金貸付金は、償還金の収納遅延が発生している。令和元年度末が最終納入期限であり、今後の未収金収納対策の強化を図られたい。

9、土地開発基金で所有している土地の利用については、公用で先行取得したが、情勢の変化によって不要になってしまった土地がある。いつまでも土地開発基金で所有しているのは効率的な運営を妨げることになるので、今後の土地利用を考えていきたい。

次に、4ページをお開きになっていただきます。

10、今回の決算審査において、公民館図書、太鼓等の備品管理状況について調査いたしました。その結果、9,234冊の蔵書の約7割が1階ロビー本棚に置かれており、大人用、子供用に作者名順で整理、配置されていた。

また、本棚も倒れないような措置も確認できました。ただ、蔵書多くが日焼けによる劣化が見られ、設置場所と環境の整備について検討されたい。

太鼓の収納状況において、保護カバーがあるものとないものもあることから、今後の劣化破損等が発生しないよう、注意して保管されたい。

その他、購入した備品でまだ物品番号シールがないものがあったので、対処されたい。

11、財政事務においては、関係法令や規則に基づきおおむね計画的に処理されていた。今後も証拠書類において誤記載や収入支出金額に遺漏がないよう要望いたします。

それから、5番の決算の概要につきましては、先ほど担当課長のほうから説明がありましたので、省略させていただきます。

それと5ページの平成30年度の各種会計決算総括表についても省略させていただきます。

続きまして、6ページになりますが、各種会計の歳入歳出最近5カ年の推移でございますが、この歳入歳出についても平成26年度から平成30年度の5カ年の決算額が記載されてるので、後でごらんになっていただきたいと思います。

次に、7ページで、今年度変わっているのが⑨が、今まで公債費比率の指標を出しておりましたが、今回実質公債費比率で比率の指標割合を出してあります。それで、次の8ページに、表3の実質公債費比率のこの計算比率の出し方がここに掲げておる比率の出し方で財政健全化判断比率と同じ比率を用いてここに記載されております。これが3カ年平均の指標を用いております。

それから、9ページについても省略させていただきます。

それから、次の10ページ、11ページにつきましても、先ほど企画財政課長のほうから説明がありましたので、割愛させていただきます。

それから、12ページ、表5になりますが、一般会計決算収支の推移でございます。これにつきましても、5年間の収入総額、支出を掲げておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

それから、13ページですが、先ほど表6の一般会計の歳入の性質別財源内訳でございまして、先ほど申しました自主財源、依存財源の構成比割合になっておりますので、これもごらんになっていただきたいと思います。

続きまして、14ページをお開きになっていただきまして、一般会計の繰越未納状況につきましても、前段で申し上げましたが、村税から給食費までの、平成30年度繰越未納額の合計と前年度の合計額が記載されておりまして、先ほど申し上げましたとおり、前年度よりおおよそ370万円ほど増額になっております。

それから15ページから18ページにつきましては、現年度分の調定額、それから滞納繰越分の増税、それから使用料等の2カ年分の額を記載しておりますので、これについても説明のほうは割愛させていただきます。

16ページをお開きになって、ここは不納欠損額でございます。

また、17ページにつきましても収納額を記載しております、18ページにおきましては、現年の率を記載しております。

それから、表8の19ページになりますが、一般会計の歳出性質別構成状況の推移を掲げておりますので、表の中の説明は省略させていただきます。

それから、次に20ページをお開きになっていただきまして、表9、地方債の現在高の状

況ということで、平成30年度元利金、今年度の償還額は元金、利息分を合わせて合計で3億4,675万4,000円になって、おおむね5年にさかのぼっても、おおよそ3億5,000万円ぐらいの推移で来ているような状況でございます。

それから、21ページの国民健康保険勘定の特別会計になりますが、これにつきましても、先ほど担当課長のほうからるる説明ありましたので、特別会計の36ページまで、説明のほう割愛させていただきます。

それから、37ページをお開きなっていただきまして、9番基金の運用状況でございます。各種基金は、平成30年度末現在高において、積立基金で24億732万5,000円、定額運用基金が30億5,131万7,000円となっており、一般会計基金は前年度より2,163万円増加しております。

また、特別会計においては、総額1億3,177万5,000円となっており、前年度より1,368万4,000円の増となっております。各基金がそれぞれの設置された目的に沿って運用をされており、適切であると認めるが、一部現在の情勢にそぐわなかつた点も見受けられるので、改めて各部局において精査、検討し、有効的に図っていただきたいと思います。それで、表33が、区分ごとに基金の状況を記載されておりますので、ごらんになっていただきたいたいと思います。

38ページにつきましても、区分ごとの基金が記載されておりますので、ごらんになつていただきたいと思います。

それから、39ページですが、10の水道事業会計になります。これについても担当課長のほうから詳しく説明がありましたが、この概要のほうをちょっと読み上げておきます。

平成30年度末における給水人口は前年度より145名増の5,907名、年間総給水量は、78万7,955立米となり、前年度より6万7,843立米の増となった。これはときわ台南団地等の建設により人が増加したことが主な要因と思われる。無水量から無効水量や未収水量を差し引いた63万2,875立米有収水量となり、有水率は前年より5.4%減の80.32%となったと。主な原因は、漏水によるものであるが、その漏水個所を特定するのが難しいとの説明でありました。有水率向上が水道事業の経営改善の課題であるので、より一層の努力を図り、安心で良質な水道水の安定供給に努められたい。

ちなみに有水率の1ポイントとは、1リットルに換算するとドラム缶108本分に当たる量になります。受水料金については、平成27年度からの料金の見直しがあり、基本料金1立米当たり1,026円、使用料金は1立米当たり72.4円となっております。国が示す高料金

対策操出基準算定値が年次的に見直しされ、平成30年度は1立米当たり前年度よりも144円から148円に改定されたため、今年度は一般会計から高料金対策操出金477万6,000円が拠出されました。水道使用料の未収金についても今年度は増加しており、長年にわたる滞納者も存在するため、今後より一層の収納強化を図り、利用者の負担が公平公正に確保されるよう望むものであります。

以下、あと表等の内容については省略いたしたいと思います。

以上をもちまして、平成30年度の審査意見書となります。以上でございます。

議長（細川運一君） これよりただいま代表監査委員から説明のあった決算審査意見書に対する質疑を行います。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっている平成30年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することにしたいと思います。なお、決算審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を、決算審査特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、平成30年度大衡村各種会計歳入歳出決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。ただいま決算審査特別委員会に付託しました8件の議案審査については、会議規則第46条第1項の規定により、来る9月13日まで終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の審査は、来る9月13日まで終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

ここで、決算審査特別委員長、副委員長を選任していただくため、暫時休憩をいたします。

再開は、委員長、副委員長が決定次第開きます。

午後 2時16分 休憩

---

午後 2時25分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員長、副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に佐々木金彌君、副委員長に佐野英俊君が選任されました。

ここでお諮りをいたします。決算審査特別委員会並びに議案調査のため、9月7日から9月12日までの6日間を休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

なお、9月13日の会議は、決算審査特別委員会終了後に開会することといたします。

これで本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 2時26分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員